

平成 22 年度 沖縄県禁煙・分煙施設認定制度現況調査報告

(H22.9.30)

1 目的

本県における健康増進法第 25 条に基づく受動喫煙防止対策を一層推進し、禁煙又は分煙の施設の拡大を図ることを目的とし、平成 18 年 5 月 31 日より沖縄県禁煙・分煙施設認定制度を適用しているところである。

そこで、既に認定を受けている施設に対し、沖縄県禁煙・分煙施設認定制度実施要綱第 4 条に基づく認定要件について同要綱第 7 条に基づき現況調査を行うことで認定要件の充足状況や、課題について把握し、今後の取り組みに資することを目的とする。

2 実施主体

沖縄県福祉保健部 国保・健康増進課

3 調査対象

平成 18・20 年度中に認定された施設（平成 19・21 年度中に新たに上位の認定を受けた施設を除き、平成 19 年度に認定されたが平成 20 年度新たに上位の認定を受けた施設を含む）

：291 か所（内訳：敷地内完全禁煙認定施設 79 か所、施設内完全禁煙施設 205 か所、分煙認定施設 7 か所）

4 実施時期

平成 22 年 5 月～ 8 月

5 調査方法

(1) 調査票の配布及び回収

県 国保・健康増進課から各認定施設あて調査票（別添）を郵送した。

各認定施設は、現況を記入し、管轄保健所へ FAX 又は郵送にて集計した。

最終回収率 100 %

(2) 調査票の提出

各保健所は集計表に入力後、調査票（写し）を添えて国保・健康増進課あて提出した。

6 調査項目

施設の現況について（問 1 及び問 2）

7 調査後の現況確認・指導について

平成 22 年 7 月末日までに集計のなかった施設については、国保・健康増進課から調査に対する協力依頼を電話・メール・FAX・郵送で行った。

その後、認定要件を満たしていないと推測される施設に対し沖縄県禁煙・分煙施設認定制度実施要綱第7条に基づき、保健所による現況確認を行い、必要に応じ指導を行った。

8 調査票の集計

施設の認定要件の現況についての集計を行い、認定要件を満たしていない場合の対策についてまとめた。なお、施設毎の結果の公表は行わないこととした。

9 調査結果

(1) 認定要件の現況について

平成18年度に認定された施設223件の内、認定継続は214件(敷地内完全禁煙施設46件、施設内完全禁煙施設162件、分煙施設6件)であった。認定取り消しは9件(敷地内完全禁煙施設2件、施設内完全禁煙施設7件、分煙施設なし)あった。その理由は、廃業等6件・廃校2件・認定基準を満たさない1件、という内訳だった。

平成20年度に認定された施設68件中67件(敷地内完全禁煙施設31件、施設内完全禁煙施設35件、分煙施設1件)は認定継続となった。廃業等による認定取り消しは1件(施設内完全禁煙施設)だった。

1) 敷地内完全禁煙施設について

「問1 施設の状況について」

①施設の出入口での敷地内禁煙の掲示について

集計対象77施設(認定取り消し2件を除く)のうち、

掲示がなされていた施設は74件(96.1%)。

掲示がなされていなかった施設は3件(3.9%)。

掲示のない施設における対策として、以下の対策を記入していた。

- ・設置する方向で検討中である。
- ・正門付近や玄関前等への表示する。
- ・掲示場所がないので掲示板を作成し掲示する。

②敷地内での灰皿の設置について

集計対象(認定取り消し2件を除く)77施設全件で灰皿の設置はなかった(0%)。

③敷地内でのタバコの吸い殻について

集計対象(認定取り消し2件を除く)77施設のうち、

吸い殻が落ちていない施設は65件(84.4%)

吸い殻が落ちている施設は12件(15.6%)

であった。

吸い殻が落ちている施設の内訳は、学校(3)、医療施設(9)である。

対策としては、

- ・学校利用者・PTA・地域住民へ啓蒙
- ・地域との連携
- ・敷地内禁煙の周知活動
- ・敷地入口付近の側溝などに多少落ちているので禁煙パトロールや喫煙者への声かけの強化で対応。
- ・みかけた場合はその都度、敷地内禁煙の協力をお願いしている。
- ・敷地内全面禁煙である旨を院内外へ周知及び啓蒙活動を行っている。
- ・掲示と巡回で対応している。
- ・敷地内禁煙の広報とラウンドを強化する。
- ・外来者だと思われるので施設出入口の掲示を徹底する。
- ・生徒指導部等による巡回の強化(部外者対応：校内巡視、施設強化)。
- ・事務職員にて週1回、清掃活動を行っている(2件)。

との集計があり、「敷地内を定期的に巡回し、敷地内禁煙についての周知・協力依頼を強化する」とまとめることができる。

「問2 タバコ自動販売機の設置の有無について」

集計対象(認定取り消し2件を除く)77施設全件でタバコ自動販売機の設置はなかった(0.0%)。

2) 施設内完全禁煙施設について

「問1 施設の状況について」

①施設の出入り口での施設内禁煙の掲示について

集計対象(認定取り消し8件を除く)197施設の内、

掲示がある施設は186件(94.4%)、掲示がない施設は11件(5.6%)であった。

掲示のない施設の内訳は学校(1)、医療施設(5)、飲食店(2)、宿泊施設(1)、官公庁(2)であった。

掲示のない理由として、3件が認定証の劣化・紛失を挙げていた。

今後の対策として、9件が「掲示する」との記入していた。

対策について未記入であった2件については、掲示するよう管轄保健所が指導し、認定が継続された。

②施設内での灰皿の設置状況

集計対象(認定取り消し8件を除く)197施設の内、

灰皿の設置がなかったのは195件(99.0%)であった。

灰皿の設置があったのは2件(1.0%)であった。

灰皿を設置していた2施設とも官公庁であった。

今後の対策として、

- ・灰皿を撤去する。
- ・灰皿を庁舎外のベランダに設置する。

と回答していた。

③施設の屋外での喫煙所の設置について

喫煙所の設置有りは 60 件(30.5%)、設置なしは 137 件(69.5%)であった。

喫煙所設置有りとした施設の内訳は医療施設(12)、飲食店(10)、宿泊施設(3)、官公庁(26)、事業所(9)であった。

④③で設置有りと回答した施設(60件)における「施設内に煙が流れない対策実施の有無」について

対策を実施している施設は 54 件(90.0%)、対策を実施していない施設は 5 件(8.3%)、無回答 1 件(1.7%)であった。

対策を実施していない施設の内訳は官公庁(3)、事業所(2)であった。

内 4 件が、今後の対応策として以下の内容を記載していた。

- ・ドアや窓を開けっ放しにしない。
- ・煙が施設内へ流入しにくい場所へ喫煙所を設置する(2件)。
- ・数年内に敷地内完全禁煙にする。

また、対応策について記載のなかった施設 1 件を含む 5 施設に対して、管轄保健所が喫煙所移動等について指導を行い、認定が継続されている。

「問 2 タバコ自動販売機の設置の有無について」

①敷地内及び施設内のタバコ自動販売機有無

集計対象(認定取り消し 78 件を除く) 197 施設の内、

自動販売機の設置がなかったのは 196 件(99.5%)であった。

自動販売機の設置があったのは官公庁 1 件(0.5%)であった。

②自販機設置有りの施設について、購入者の確認が出来るか問うたところ、確認可能との回答だった。

3) 分煙施設について

「問 1 施設の状況について」

①施設の出入り口での施設内分煙の掲示について

集計対象 7 施設の内、

掲示がある施設は 6 件(85.7%)、掲示がない施設は 1 件(14.3%)であった。

掲示のない施設は官公庁であった。

今後の対策として、「来庁者が目のいくところに掲示します」と記入していた。

この施設に対しては管轄保健所からも掲示するよう指導が行われた。

②喫煙所以外の灰皿設置について

集計対象7施設全て喫煙所以外の場所に灰皿を設置していなかった。(0.0%)

③喫煙場所に煙や臭いが漏れないような排気装置の設置について

集計対象7施設全てにおいて適切な排気装置を設置していた(100%)。

④喫煙場所・禁煙場所の表示について

集計対象7施設中6施設において適切な標示がなされていた。(85.7%)

標示をしていない1施設(官公庁)からは対応策として、「今後、喫煙・禁煙の明確な標示を行う」との回答があり、認定継続となった。

「問2 タバコ自動販売機の設置の有無について」

集計対象7施設の内、

タバコ自動販売機の設置はなかったのは5件(71.4%)であった。

タバコ自動販売機の設置があったのは2件(28.6%)であった。

10 まとめ

平成18年度・20年度に沖縄県禁煙・分煙施設の認定を受けた291施設を対象に、現況調査を実施したところ、10施設が廃業等による認定取り消し、281施設が認定継続となった。認定基準を満たしていない3施設については認定を継続するか調整中である。

タバコ自販機(売店を含む)の設置・撤去を行ったことによりABCのランク替えがあった。また、施設内完全禁煙施設の中には敷地内禁煙の申請を勧めることが出来る施設が確認され、保健所による申請指導ができた。

認定を受けた施設の中には、禁煙の掲示がない施設や、喫煙所からのタバコの煙に対する対策がとられていない施設がわずかではあるが見られた。

沖縄県禁煙・分煙認定施設については受動喫煙防止の重要性について再認識を促すと共に、タバコの害、受動喫煙防止対策について県民の理解や協力などを得てタバコ対策をより充実していくことが必要である。また、平成22年2月には厚生労働省より「公共の場は原則禁煙」という局長通知が出されたことに伴い、分煙施設の禁煙施設化について更なる取り組みを行う必要がある。